

公益通報対応業務従事者が 通報対応を行う上で留意すべきポイント

～企業価値を高めるために～

セミナー番号:51220525



——寄せられた内部通報に適切に対応し「企業価値を高めるため」にはどうにすれば良いのか、という観点から、従事者が留意すべきポイントと、知っておくべき「公益通報」の範囲や不利益な取扱いの禁止等を解説。

主要講義項目

I 従事者守秘義務（法12条）への対応

1. 実務を遂行する上で何より基礎となる「従事者守秘義務の趣旨」（何のために守るのか）
2. 従事者守秘義務に違反した場合の影響
3. 従事者守秘義務の要件の解釈
4. 従事者守秘義務に違反しないために留意すべきポイント

- ・どこまでがOK/NGなのか、毅然と対応するための具体例
- ・「ぼろり」漏えい防止のための心構え（意識づけ）

II 従事者の通報対応における実務上の留意点

1. 内部通報の受付において留意すべきポイント
2. 内部通報を契機とする調査において留意すべきポイント
3. 是正措置の検討に際して留意すべきポイント

III 従事者指定義務（法11条1項）への対応

1. 従事者指定義務の内容（指針を含む）
2. 従事者指定義務の履行にあたり見落としがちなポイント

IV 体制整備等義務（法11条2項）への対応

1. 体制整備等義務の内容（指針を含む）
2. 体制整備等義務の履行にあたり見落としがちなポイント

V その他の公益通報者保護法の内容

1. 「公益通報」となる通報の範囲（法2条）
2. 不利益な取扱いからの保護の内容（法3～10条）
3. 事業者等のとるべき措置のその他の内容（法13～22条）

（講義時間：約2時間）

●講師紹介●

中野 真（なかの まこと） 弁護士（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士）



早稲田大学政治経済学部卒業。旧司法試験を経て2010年に弁護士登録後、主に労働争訟関連業務に従事。2015年10月から公益通報者保護法を所管する消費者庁に5年半在籍し、公益通報者保護法の一部を改正する法律案の立案や、同法に基づく事業者の義務の内容を定める指針案の立案等を担当。現在は、外部窓口としての内部通報対応（受付、調査・事実認定・評価、是正措置の検討、会社へのレポート等）、役員や従業員の不正に係る調査、内部通報対応体制の構築及び運用に関する支援、労働法務全般等の業務に従事。主著として『公益通報者保護法に基づく事業者等の義務への実務対応』（商事法務、2022年）、『解説 改正公益通報者保護法』（弘文堂、共著、2021年）など。

ご視聴の要領

◇本セミナーは【収録動画】配信です◇

《視聴方法》ご視聴可能期間開始までに、Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡いたします（パスワードご連絡後は、視聴可能期間内であれば、いつでも、また何回でも繰り返しご視聴いただけます）。

- ご視聴可能期間：2022年5月25日(水)10時～2022年7月26日(火)17時
- お申し込み期限：2022年7月19日(火)17時まで
- 受講料(1名分)：33,000円(税込)——お申込み1口に対し、1名様のご受講に限ります。

※受講制限のお知らせ:法律事務所にご所属・勤務されている方の受講はご遠慮いただきたく、あしからずご了承下さい。

※お申込み方法等は、裏面をご覧ください。

講座開設の趣旨

- ◆本年6月1日施行の公益通報者保護法の一部を改正する法律(以下「改正法」)では、事業者に、公益通報対応業務従事者(以下「従事者」)を指定する義務(法11条1項。以下「従事者指定義務」)が課され、事業者に指定された従事者又は従事者であった者には、公益通報者を特定させる情報に関する守秘義務(法12条。以下「従事者守秘義務」)が課されます。
 - ◆通報者を特定させる情報の秘匿は、内部通報制度への信頼を維持するための生命線であり、従事者守秘義務の違反は刑事罰の対象となるほか、通報者及び会社に対する民事上の損害賠償義務の対象にもなり得ます。また、報道等により事業者のレピュテーションが毀損される事態にも繋がりがかねません。
 - ◆こうした不利益を被らないようにするため、という観点も重要ではありますが、本講座では、むしろ、内部通報制度の信頼性を高め、内部通報を活発化させ、また、寄せられた内部通報に適切に対応し、「企業価値を高めるため」にはどのようにすれば良いのか、という観点から、従事者の通報対応において留意すべきポイントを解説します。
 - ◆また、この時期においては、従事者指定義務及び体制整備等義務(法11条2項)について、対応が済んでいる事業者の方も多いと思われませんが、本講座では、同義務の履行にあたり見落としがちなポイントを紹介するほか、改正法施行後も引き続き留意が必要な事項を解説します。
 - ◆さらに、従事者守秘義務は「公益通報」に関して生じる義務であること、従事者としては、公益通報者保護法に定める規制を遵守して行動しなければならない立場にあることから、「公益通報」の範囲や、不利益な取扱いの禁止等についても解説します。
- ※本セミナー受講者の方には参考書籍として、講師著『公益通報者保護法に基づく事業者等の義務への実務対応』(商事法務、2022年3月刊)の割引購入特典がございます。詳細は視聴開始時にご案内します。

※受講制限のお知らせ:法律事務所にご所属・勤務されている方の受講はご遠慮いただきたく、あしからずご了承下さい。

お申込要領・ご注意事項

- 本セミナーは、収録動画を配信してご視聴いただきます。必ずお申込前に、弊社HPの各セミナー案内画面(下記QRコードよりアクセスできます)上の「WEBセミナーの推奨環境・受講方法」、「WEB配信ご利用の注意事項」をご覧のうえ、「サンプル動画」にて視聴可能であることをご確認ください。
- 受講のお申込みは、下記QRコードのご案内画面からWEB上にてお申し込みいただくか、下記申込書に必要事項をご記入のうえFAX・郵便にてご送付ください。お申込みの受付後、請求書・振込用紙を郵送いたします。
- 受講料は、ご送付する請求書に従って、お振込み下さい。特にお申出のない限り、郵便局または銀行の受領証をもって領収証にかえさせていただきます。なお、「振込手数料」等は、ご負担くださいますようお願いいたします。
- 視聴URL・パスワードのご案内後や、講義資料等を別途郵送する旨をご案内しているセミナーについての講義資料等発送後は、キャンセルは一切お受けできません。ご送付する請求書に従ってお振込みください。
- ご記入の個人情報、弊社の「個人情報保護方針」(<https://www.shojihomu.co.jp/p005>)に従って適切に取り扱います。
- 反社会的勢力と判明した場合には、セミナーの受講をお断りいたします。
- 講義内容等または主催者の都合により、受講資格を制限させていただき、受講のお申込みをお受けできない場合がございます。
- 新型コロナウイルス、インフルエンザ等の市中感染状況や感染症蔓延防止のための政府方針、また天変地異の発生等の諸事情によりセミナーの開催・配信を中止・延期する場合がございます。
- 申込先 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-9-10(茅場町プロードスクエア3階) 株式会社商事法務ビジネス・ロー・スクール (URL: <https://www.shojihomu.co.jp/>) 電話: 03(5614)5650(ダイヤルイン) Eメール: law-school@shojihomu.co.jp

本セミナーの
QRコード →



切り取らないでください

〈有料WEBセミナー〉受講申込書

株式会社 商事法務 行

申込日: 西暦2022年 月 日

FAX. 03-3664-8843

●お申込欄中、※印の部分は必須でご記入願います。

講座名:『公益通報対応業務従事者が通報対応を行う上で留意すべきポイント』(受講料: 33,000円(税込) 1名分)

※社名		※住所	(〒 -)	
※部署名:				
業種:		※TEL. - -		
※受講者名	※受講者のEメールアドレス		社歴等(端数切上) 入社後	実務経験
			約 年	約 年
				今後のご案内の要否(注) 郵送希望Eメール希望

(注)本「受講申込書」ご記入の連絡先に、今後のセミナー案内等をすることを希望される方は、○で囲んで下さい。↑